

2020年5月14日

一般社団法人
日本総合健診医学会
会員 各位

一般社団法人 日本総合健診医学会
理事長 福武 勝幸

「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」の改訂について

本日、新型コロナウイルス感染症の問題に対処するため、(一社)日本総合健診医学会、(公社)日本人間ドック学会、(公財)結核予防会、(公社)全国労働衛生団体連合会、(公財)日本対がん協会、(公社)全日本病院協会、(一社)日本病院会、(公財)予防医学事業中央会の8団体は、健康診断および任意型健診が安全に実施されるために、2020年5月1日付で「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」を取りまとめましたが、厚生労働省による「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」が2020年5月8日に改訂されたことを受けて、2020年5月14日に一部改訂(別紙改訂版、同新旧対照表参照)を行いましたのでお知らせします。

全国を対象に行われた緊急事態措置により、新型コロナウイルス感染症の拡大が抑えられつつあり、多くの地域で緊急事態宣言が解除されることになりました。各施設においては、健診業務の再開へ向けた対策を進めていることと存じます。新型コロナウイルス感染症では無症状の感染者が多数存在することが明らかとなっており、受診者、職員ともに自覚が無くても感染していて、周囲の人へ感染を広げる可能性があります。また、受診者の中に非特異的症状を心配して受診する感染者が増える可能性があることも念頭におき、厳格に感染症対策を実施することが重要です。

「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」は、健診における感染を防ぐために、関係8団体が共同して作成した対策です。本対策を実施すれば新型コロナウイルスへの感染を完全に防御できると保証できるものではありませんが、受診者の皆さまと健診施設の職員の安全を確保するため、実際に行うべき主な対策をまとめたものです。

緊急事態宣言の解除後も、感染が終息した訳ではなく、徹底した感染防御体制を維持する必要があります。一方、健診によって生命予後にかかわる疾患が一定数発見されることから、長期間に渡る受診の遅れが重大な不利益を生む可能性が否定できないため、健診休止により受診時期が遅れている方々には、なるべく早期の受診が推奨されます。各施設においては、本対策の趣旨を理解し、施設がそれぞれ作成している標準作業手順書等を見直し、適切な対策を実施し、健診の手順や施設環境を整備するとともに、それぞれの地域の医学的環境の改善、社会的環境の改善など、総合的な安全性を確認の上、健診を再開するようご理解とご協力をお願いします。

なお、本対策は当学会の優良総合健診施設認定基準とは別に扱います。

以上